○総務省令第七十五号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二から別表第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月九日

総務大臣　松本　剛明

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（法別表第二の総務省令で定める事務） **第二条**　［略］ ［2～13　略］ 14　法別表第二の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項又は第六条第一項から第三項までの予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［二～四　略］ ［削る］ 五　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和四年厚生労働省令第百六十五号。以下「令和四年厚生労働省令」という。）附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）附則第十八条の二第一項の予防接種証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［15～61　略］ （法別表第三の総務省令で定める事務） **第三条**　［略］ ［2～15　略］ 16　法別表第三の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　予防接種法第五条第一項又は第六条第一項から第三項までの予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［二～四　略］ ［17～69　略］ （法別表第四の総務省令で定める事務） **第四条**　［略］ ［2～12　略］	（法別表第二の総務省令で定める事務） **第二条**　［同上］ ［2～13　同上］ 14　法別表第二の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項又は第六条第一項（新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第三項の予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［二～四　同上］ 五　予防接種法附則第七条第一項の予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 六　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）附則第十八条の二第一項の予防接種証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［15～61　同上］ （法別表第三の総務省令で定める事務） **第三条**　［同上］ ［2～15　同上］ 16　法別表第三の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　予防接種法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［二～四　同上］ ［17～69　同上］ （法別表第四の総務省令で定める事務） **第四条**　［同上］ ［2～12　同上］